

○ 提出事件

予 算 案 4 件

決 算 認 定 1 0 件

条 例 案 5 件

単 行 案 7 件 (うち人事案3件)

報 告 1 0 件

以 上 3 6 件

9月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第80号 豊橋市印鑑条例の一部を改正する条例

(市民課)

印鑑登録システムの更新に伴い、印鑑登録原票を磁気ディスクで調製することとするほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 従来、印鑑登録原票のうち印影以外の事項は、磁気ディスクで調製していたが、印鑑登録システムの標準化に伴い、印影を含めて磁気ディスクで調製すること等としたもの

(令和5年10月2日から施行)

議案第81号 豊橋市視聴覚教育センター条例の一部を改正する条例

(科学教育センター)

プラネタリウムの特別席の使用料を新設するため、現行条例の一部を改正するもの

- 新設する特別席の使用料

使用料名	単位	金額
プラネタリウム特別席	1席	700円

※プラネタリウム観覧料とは別に徴収

(令和5年11月1日から施行)

(生活衛生課・健康政策課)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号。令和 5 年 6 月 1 4 日公布）により、旅館業の譲渡を受けた者が営業者の地位を承継するとされたことに伴い、手数料を新設等するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 新設する手数料

手数料名	単位	金額
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7, 6 0 0 円

※合併若しくは分割又は相続により営業者の地位を承継した場合と同額

2 関係条例

- ・豊橋市旅館業法施行条例
- ・豊橋市保健所及び保健センター条例
- ・豊橋市公衆浴場法施行条例

(法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)

議案第 8 3 号 豊橋市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(市民病院管理課・上下水道局総務課・行政課)

地方自治法の一部改正（令和 5 年法律第 1 9 号。令和 5 年 5 月 8 日公布）により、条例で引用する法の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 関係条例

- ・豊橋市病院事業の設置等に関する条例
- ・豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- ・豊橋市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(令和 6 年 4 月 1 日から施行)

議案第 8 4 号 豊橋市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

(防災危機管理課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 4 号。令和 5 年 4 月 2 8 日公布）による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条例で引用する法の条が削除されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第85号

工事請負契約締結について

(契約検査課・道路建設課)

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 明海大橋（仮称）橋梁下部工事 |
| 2 | 工 事 内 容 | ・ 橋脚工（2基）
場所打杭工 18本
橋脚躯体工 800m ³
鉄筋工 110t
・ 仮設工
土留・仮締切工 一式
仮栈橋工 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和5年7月7日 |
| 4 | 契約価格
(予定価格
落札率) | 599,500,000円
605,512,600円)
99.0% |
| 5 | 請 負 人 | 藤城・神野特定建設工事共同企業体 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札（総合評価落札方式）（応札2企業体） |

議案第86号

物品購入契約締結について

(契約検査課・消防本部総務課)

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 物 品 名 | 小型動力ポンプ付積載車（普通車） |
| 2 | 数 量 | 3台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和5年7月31日 |
| 4 | 契約価格 | 26,543,610円 |
| 5 | 購 入 先 | 平和機械（株） |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札（応札1社） |

議案第87号

物品購入契約締結について

(契約検査課・消防本部総務課)

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 物 品 名 | 消防団員用雨衣 |
| 2 | 数 量 | 1, 120着 |
| 3 | 落札年月日 | 令和5年8月9日 |
| 4 | 契約価格 | 21,806,400円 |
| 5 | 購 入 先 | 後藤商事(株) |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札(応札1社) |

議案第88号

財産の処分について

(資産経営課)

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 所 在 地 | 東京都新宿区市谷左内町地内 |
| 2 | 種 類 | 建物 |
| 3 | 床 面 積 | 898.85㎡ |
| 4 | 処分金額 | 79,225,080円 |
| 5 | 譲 渡 先 | (株)地仙 |

議案第89号 監査委員の選任について

(行政課・監査委員事務局)

監査委員朝倉茂（識見を有する者）が令和5年9月30日で任期満了となるため、後任者の選任について地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定数	4人	任期	識見を有する者	4年
				議員選出	議員の任期

議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員加藤尚男が令和5年6月21日をもって辞任したことにより、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定数	6人以内
	任期	3年

議案第91号 教育委員会委員の任命について

(教育政策課)

教育委員会委員渡辺嘉郎が令和5年9月30日で任期満了となるため、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定数	4人
	任期	4年

[報 告]

報告第25号 令和4年度豊橋市内部統制評価報告書について

(行政課)

地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制に関する評価報告書を議会へ提出するもの

1 整備及び運用に関する事項

本市は、令和2年4月1日に「豊橋市内部統制基本方針」を策定し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、国のガイドラインに基づき内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

(行政課)

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況について議会に報告するもの

法人名	出資比率
豊橋市土地開発公社	100.0%
(公財) 豊橋市国際交流協会	99.0%
(公財) 豊橋市学校給食協会	83.3%
(株) 道の駅とよはし	65.0%
(公財) 豊橋みどりの協会	62.7%
(公財) 豊橋文化振興財団	51.2%
(株) 東三河食肉流通センター	37.6%
(公財) 豊橋市スポーツ協会	37.3%
豊橋駐車場(株)	34.9%
穂の国とよはし電力(株)	33.4%
三河港コンテナターミナル(株)	33.3%
豊橋ステーションビル(株)	25.0%
(株) 豊橋まちなか活性化センター	25.0%

報告第27号 専決処分の報告について

(契約検査課・美術博物館)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和5年8月21日
- 2 変更する議決 令和3年第105号議決
工事請負契約締結について（美術博物館改修整備工事（詳細設計付））
- 3 変更内容

契約価格	変更前	1,492,700,000円
	変更後	1,505,570,000円
	差引き	12,870,000円

・信号ケーブルを新設等する変更等のため

(住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和5年8月10日	
明渡しを求める市営住宅	1	小鷹野住宅
	2	西部住宅
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 7月分、9月分	

報告第29号 専決処分の報告について

(こども若者総合相談支援センター)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- | | |
|----------|--|
| 1 専決年月日 | 令和5年8月16日 |
| 2 損害賠償の額 | 172,674円 |
| 3 事故の概況 | 令和5年4月7日午前11時55分頃、豊橋市下地町字瀬上16番地先の丁字路において、本市職員（こども未来部こども若者総合相談支援センター）の運転する軽乗用自動車が、左折しようとしたところ、右方向から直進してきた相手方所有の軽貨物自動車に誤って衝突し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 80%) |